

離婚の際の家庭裁判所での調停利用者の経験 －離婚後の子どもの養育に関する調査の 自由記述欄の分析を通じて

Experiences of Family Courts' Mediation in Divorce Cases:
An Analysis of Additional Comment Sections
of the 2022 Survey Regarding Post-Divorce Child-Rearing

千 田 有 紀*

Yuki SENDA*

要約

本稿は、民法 766 条改正以降に離婚して未成年の子どもがいる、「シングルマザーサポート団体全国協議会（全国 31 団体）の会員を対象としておこなった「離婚後等の子どもの養育に関するアンケート調査」のうち家庭裁判所の調停を利用した 1147 人の調査結果の自由記述欄の分析である。分析の結果、総じて調停を利用したひとは、調停において弱い立場のひとを説得しがちであり、経済的に困窮して弁護士をつけないとその傾向は強まると考えていることが判明した。また調停の期間に関しては、長すぎると感じるひともいるが、多くのひとはあまりに短期間に終わらせることを求められ、もっと丁寧に調停をして欲しいと感じていることがわかった。さらに DV、とくに精神的な DV についてはあまり理解されていない、調停委員が面会交流には非常に熱心である一方、養育費には関心がないと感じている利用者の声も多数存在することが分かった。さらに調停委員の固定的な性別役割分業観による言葉が、利用者を傷つけることもある。またこうした性別役割分業観を反映してか、調停委員 2 人の関係も不平等であると考えているひとも多い。これまで聞き取られてこなかった家庭裁判所の調停における、利用者の経験や思いを明らかにできたことには、一定の意義があったのではないと思われる。

*武蔵大学社会学部教授

1. 本論文について

本稿は、離婚後等の子どもの養育に関するアンケート調査（「シングルマザーサポート団体全国協議会（全国 31 団体）の会員を対象、有効回答数 2524」）のうち家庭裁判所の調停を利用した 1147 人の調査結果の分析である。「シングルマザーサポート団体全国協議会(全国 31 団体)」(以下(全国協議会という)^(注1)では、2022 年 6 月 22 日から 7 月 22 日に全国協議会の各団体会員へ「離婚後等のこどもの養育にについて」web アンケート調査を行い、回答者数 3049 人で 2524 人から有効回答を得た。

調査対象は子どもが 20 歳以下のときに離婚し、調査時に子どもが 26 歳以下でひとり親になってから 10 年以内の人である。これは民法 766 条の改正が 2012 年に実施されたために、10 年と定めた。民法 766 条の第 1 項ではかつて「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める」とされていたが、改正により「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と変更された。離婚時に「子どもの利益」を優先して、いわば面会交流を定めることに決まったため、家庭裁判所の実務も面会交流の原則実施論へと舵を切った。こうした事情は千田（2023）では、以下のように書かれている。

この民法 766 条改正後には、2012 年に細矢郁・進藤千恵・野田裕子・宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方—民法 766 条の改正を踏まえて—」（いわゆる「細矢論文」）がだされ、面会交流の原則実施がはっきりと打ち出されている。こうした民法

766 条の改正は多大な影響を裁判所実務に与えた。2020 年には、細矢郁らの「東京家庭裁判所面会交流プロジェクトチーム」によって、「東京家庭裁判所における面会交流調停事件の運営方針の確認及び新たな運営モデルについて」（いわゆる「細矢新論文」）が出されている。新論文では、「平成 24 年論考（細矢論文）において前提としていた面会交流調停事件の運営は、具体的事案において、面会交流を実施することが、子の利益を最優先に考慮するとの民法 766 条の趣旨にかなうかどうかについて、ニュートラル・フラットな立場から、まず子の福祉の観点から『面会交流を実施することにより子の福祉に反する事情』（平成 24 年論考における『面会交流を禁止・制限すべき事由』や『面会交流の実施がかえって子の福祉を害するといえる特段の事情』）があるか否かを丁寧に、かつ、きめ細かに聴き取りながら進め、前記事由又は事情が認められない場合は、当該事案に即して、適切な面会交流の円滑な実施に向けて審理・調整を進めるというものであった」（東京家庭裁判所面会交流プロジェクトチーム 2020：130）という。しかし調停実務の現場においては、「平成 24 年論考の趣旨が誤解され」てしまった結果、「『原則実施論』として独り歩きし」てしまったという。そして「一部に」において、「『禁止・制限すべき事由が認められない限り』又は『特段の事情が認められない限り』必ず直接交流を実施しなければならない」といとの方向で調停運営が行われ、「同居親に対する十分な配慮を欠いた調停運営が行われた」「ことがあったよう」であったことから、「批判がされてきた」という。ここで描かれるのは、先に述べられた「ニュートラル・フラット」からは程遠い実態である。

またこうした調停運営の「行き過ぎ」に歯止めをかけようと、「同居親は別居に至る過程」での「傷つき」や「別居親に対する不満や不信、怒り等から」「面会交流について消極的な考えを持たざるを得ず、前向きに話し合おうという気持ちを持つことができない場合がある」ことから、調停期日においては「まず、同居親が安心して本当の気持ち

を話すことができるような優しい雰囲気をつくり、その心配事や不安を受け止めて傾聴し、その心情に寄り添いながら、「必要な時間をかけて（期日を重ねて）徐々に、適切な面会交流は基本的には子の健全な成長に有益なものであること、面会交流は子の利益のために実施されるものであること、父母は子の利益を最優先に実施されるものであること、父母は子の利益を最優先に考慮しなければならないこと」を説明し、また「面会交流を実施することによって子の利益に反する事情がある場合は、面会交流を禁止したり、期間を定めて禁止することがあること等を丁寧に説明する」という調停運営が見られているというのである（千田 2023:）。

こうした状況を踏まえ、離婚後 10 年以内という対象者の選定をおこなったのは、2012 年の民法 766 条改正の実施後に結果、何が起こったのかを把握したいと考えたからである。さらに当時の成人年齢が 20 歳だったことを鑑みて、離婚時の子どもの子どもの年齢を 20 歳以下に、そして面会交流の実施期間があまりに短期間にならないように調査時に子どもが 26 歳以下であることにした。こうしたひとたちの調停の経験は、目指すべき「ニュートラル・フラット」原則が実現されているのか、いないのか、検討するために、実際に家庭裁判所の子の監護に関する調停、調査、審判を体験した人の自由記述をすべて拾い上げ、分析したうえで、家庭裁判所で調停を経験した人を今回の分析の対象とした。

家庭裁判所における調停の実態、特に民法 766 条改定後にどのように調停が進められているのかについて、裁判所や調査官の立場から検討されるものはあるが、利用者の側から分析されている論文はほぼ皆無に近い。今回の試みは、そのため非常に貴重なものとなると思われる。

自由記述欄を分析により、利用者は調停において、多くの人が、自分ばかりを説得してきており、その理由が相手の力が強いからと感じているということ、弁護士の有無による扱いの差があると感じられていること、調

停は「早い」と感じられていて、丁寧な調停が望ましいと思うひとが多いことがわかった。また DV については、DV を信じてもらえない、嘘だといわれた、その結果、危険にさらされた等の声があり、DV を無視した面会交流の強制と養育費の軽視についての不満が感じられた。総じて調停委員への不信感があり、性別役割分業を押し付けてくること、また調停委員たち自身にも性別役割分業が指摘された。

こうした自由記述の整理と分析を私、千田有紀が担当し、さらに加筆分析を加えたうえで私と熊上崇（和光大学）、シングルマザーサポート団体全国協議会（全国 31 団体）の名前で、「シングルマザーサポート団体全国協議会（全国 31 団体）への『離婚後等の子どもの養育に関するアンケート調査』から、家庭裁判所の子の監護に関する手続きを経験した人への調査結果ならびに家庭裁判所への要望」として 2022 年 11 月 8 日に、最高裁判所に提出されている。また 2022 年 11 月 15 日開催の法制審議会家族法制部会第 20 回会議に、赤石千衣子委員によって提出されている^{（注2）}。

2. 調査の概要

先の述べたように、ひとり親になってからの年数は 5 年以内が 1354 人（53.6%）、そのうち未婚・非婚の方が 169 人（6.7%）、また 5 年～10 年未満が 1164 人（46.4%）である。調停を利用した人数は、全体の 2524 人のうち 1147 人であり、回答者全体の 45.4%である。最終的には、この調査では調停離婚が 29%になっている。厚生労働省の離婚に関する調査（令和 4 年度版）における 2020 年における調停離婚の割合は全体の 8.2%であることを考えれば、裁判所を利用した割合は一般に比べて高い。

調停における取り決めの対象は、養育費が 75.4%、面会交流が 55.7%、財産分与が 31.2%、年金分割が 30.6%、慰謝料が 20.1%、認知が 4.9%、その他 24.6%である（複数回答）。

Q87. 調停の結果、どのようなことが決まりましたか？				
(複数回答)			%	人
		養育費	75.4	865
		面会交流	55.7	639
		財産分与	31.2	358
		年金分割	30.6	351
		慰謝料	20.1	230
		認知	4.9	56
		その他	24.6	282

調停の際に、「話をよく聞いてもらって結果にも反映された」と考える人は197人で17.2%にすぎない。あてはまる、ややあてはまるを含む半数近くの559人、48.8%が、話を聞いてもらっても結果に反映されなかったと考えている。

Q88. 家庭裁判所の調停で、あなたの主張はどのように扱われましたか？				
聞いてはもらえるが、結論には反映されなかった			%	人
		あてはまる	25.3	290
		ややあてはまる	23.5	269
		どちらともいえない	21.5	247
		あまり当てはまらない	13.9	160
		当てはまらない	15.8	181
		合計	100	1147

話をよく聞いてもらって、結論にも反映された				
		あてはまる	17.2	197
		ややあてはまる	19.2	220
		どちらともいえない	23.4	268
		あまり当てはまらない	16.7	191
		当てはまらない	23.6	271
		合計	100	1147

「相手方を説得できないために、こちらが説得された」と考えるひとは、あてはまる323人、ややあてはまる298人で、全体の54.2%を占める。

相手側のほうを説得できないため、こちらが説得された			
	あてはまる	28.2	323
	ややあてはまる	26.0	298
	どちらともいえない	18.3	210
	あまり当てはまらない	10.0	115
	当てはまらない	17.5	201
	合計	100	1147

調停委員が、中立的な立場で調停を行っていると思う人は、169人で14.8%であり、ややそう思う人280人の24.5%、その合計449人39.3%、そう思わないの251人21.9%、ややそう思わない171人14.9%、合計422人、36.8%とほぼ拮抗している。

調停委員からの働きかけは納得できるものでしたか？			
	そう思う	12.8	146
	ややそう思う	23.2	265
	どちらともいえない	24.2	276
	ややそう思わない	14.5	166
	そう思わない	25.3	289
	合計	100	1142

さらに調停委員の働きかけは、納得のいくものであったかどうかについては、そう思うが146人12.8%、ややそう思うが265人23.2%、合計411人で36.0%、そう思わないがかなり多く289人、25.3%、ややそう思わないが166人14.5%、合計455人で39.8%である。多くのひとが調停委員の働きかけを、納得がいかないと考えている。

調停委員からの働きかけは納得できるものでしたか？			
	そう思う	12.8	146
	ややそう思う	23.2	265
	どちらともいえない	24.2	276
	ややそう思わない	14.5	166
	そう思わない	25.3	289
	合計	100	1142

3. 自由記述の分析

それでは自由記述の分析に入ろう。

3-1 弱い立場への説得

まず多くのひとが、調停委員が自分ばかりを説得してきており、その理由が相手の力が強いからと感じている。以下、自由記述から、いくつかを抜粋する。

- 調停委員が言い聞かせる事は出来ない、介入は出来ないとの説明があつたにも関わらず、こちらに折れる様に説得をされ続けた。
- 私の主張をちゃんも（ママ）聞いてもらえず、離婚しないように説得ばかりされた
- 私の方が説得されてる感じがして不快だった。
- おかしな内容でも、相手を説得出来ない為こちらが説得された。
- 話の通じない相手ではなく私をなだめて説得しようとしてきた。
- 相手方が納得しないから アプローチを変えようとか、私には、泣き寝入りして貰うみたいな方向性を提案される。
- うるさくいう者に従う流れ。平等ではなく早く案件を収束させる任務の遂行を優先していた。
- 相手がモラハラで自分の意見を押し通してくるため、困った調停委員がいつもこちらに譲歩するように言ってくる。
- 元夫のこだわりが強く、彼の方はあまり折れそうになかったため、私の方を説得しているように感じた。
- 相手方が折れないので、あなたが少し折れたら早く離婚できるみたいなことを言われた。
- 相手がおかしいと思ってくれる同じ立場でいてくれた。相手が

おかしいからもう私が折れるしかないという説得だったことが、いまいち納得できない。

- 相手が口が立つし、調停委員をばかにしているため、説得はできません、あなたが折れてくださいと言われた。
- 向こうが弁護士が着いて（マ）いるからか、私ばかりを説得する。
- 向こうの言い分ばかり（多分説得に疲れた？）優先にしてこちらを妥協させようと必死だった。
- 結局時間をみて説得しやすい方が合わせる様に仕向けられる。
- 相手が説得できないからと、こちらに条件をのむように言うのは納得がいけない。
- ストーカー行為を、スーパーの買い物だからと軽視され、こちらを説得しようとしたところ。
- 元夫がゴネ特のような人だったので、こちらを説得して話をまとめようという雰囲気があった。
- 高圧的な元夫の意見に圧され、こちらに歩みよるよう促された。元夫が調停室でも思い通りにいかないとキレて暴れているので、調停委員の方達が元夫に振り回されて（DVのよくあるコントロール）私側に説得を求めてきた。
- 父親は社会的信用のある職業だった為か、あからさまに父親の意見が信用できるもので、私の意見は嘘だと決めつけて話を進められていた。
- モラハラ気質の人で男性側の方を持ち（マ）…調停委員は、中立ではなかった。相手方を擁護する話の進め方で、私は調停でも被害に合っている気持ちになった。

当事者の言い分だけでは、調停の実際にどのような調停が行われたのかはわからない。しかし、このように当事者は「自分が折れるように」と説

得されていると感じているひとが多くいるようである。その際に「離婚しないように」という価値に基づいて説得される場合もあれば、「相手方が納得しないから」「うるさくいう者に従う流れ」「相手がモラハラで自分の意見を押し通してくるため」「相手方が折れないので」「相手がおかしいから」「相手が口がたつ」「高圧的」「思い通りにいかないとキレて暴れるので」という記述にあるように、対等に話し合いができないという理由で、力の強いほうにおもねる傾向がある、とのように感じているひとが多い。それは結果として、男性に調停委員が味方をしているということになってしまわないだろうか。

また「向こうが弁護士が着いて（マ）いるからか」と、相手に弁護士がついていることで、調停が有利に運んでいると感じているという意見があったが、弁護士についての言及は、数多くあった。

3-2 弁護士の有無

つぎに弁護士の有無による扱いの差があると思われるということについて述べる。弁護士をつけていないと、不利になると感じられるという記述が多くあったが、もしそうであるならば、経済的な格差が調停での力関係に影響を及ぼすことになる。「こちらの意見を優先にしたければ弁護士を入れたらと調停員（マ）に言われましたが弁護士入れたくてもお金がなく出来なかった」とはっきり述べている利用者もいる。

- 養育費の調停で子供優先の考え方でなく支払う相手側の意見が優先で、こちらの意見を優先にしたければ弁護士を入れたらと調停員に言われましたが弁護士入れたくてもお金がなく出来なかった。
- 調停の申し出が相手側からあったことで、全面的に私が悪いというような事になっていました。…弁護士さんと共に証拠の提出な

どを行ったことで、手のひらを返すように、こちらの言い分を聞いてくれるようになりました。

- また、最初は弁護士をつけておらず、最終段階で契約したが、弁護士が入ると態度が変わった。
- 私に弁護士がいて相手にいなかった事から相手寄りになってみたりころころ変わる態度に不信感を持ちました。
- 弁護士が入るまで、私が悪いと散々言われ、この話は私が相手側に子供を連れて戻れば、また円満になる。と説得されました。
- 弁護士をつけた側の見方をする。弁護士をつけている時とつけていない時の差が激しい。
- 弁護士が着いていないと軽くあしらって、上から物を言ってくる。
- 一年以上、源泉徴収票など取り決めに必要な書類を提出しない別居親に対して強く言わず、時間が無駄になった。こちらが弁護士を雇うことでスムーズに行くようになった。
- 相手側を説得できないから、私に折れる様にいう。弁護士先生が調停に入ると、手のひら返しをして、話を聞いてくれる。弁護士先生がいないと、一般人は、軽く扱われる。（余談ですが、弁護士先生が入る前は、調査官はいつもクールビズスタイルで、調停に来ていたのに、弁護士先生が入ると、Yシャツにネクタイ締めてきたのは、もう乾いた笑いしかでませんでした）。
- 結局、強引な弁護士の話のほうに通ってしまうこと。
- 私は弁護士の先生がつどつど、調停員（マ）を諫めてくださったし、別室でや電話だった。それでも納得のいかない事だらけです。弁護士代が支払えない方や、直接顔を合わせなくてはならなかった方は本当に大変だったと思います。
- 二回調停を実施。初回の調停は代理人を付けなかった為かひど

しかった。そのくらい我慢なさい、くらいのことを言われ離婚不成立。二回目の調停では理解してくれる弁護士を探すことに苦労した。

- 全ての取り決めにおいて。話にならないので、弁護士さんに頼った。弁護士さんがいなかったら、相手の主張が一方的に通りそうな感じで、調停委員は最悪だと思った。(法律に関しても無知の一般人であるし)。

弁護士がいないときには、「全面的に私が悪いという事になっていました」「私が悪いと散々言われ」「軽くあしらって、上から物を言ってくる」「一般人は、軽く扱われる」「それくらい我慢なさい、くらいのことを言われ」「酷かった」という状態が、「手のひらを返すように」「手のひら返しをして」「態度が変わった」という意見が述べられている。このように、弁護士を入れることによって、調停委員の態度が変わると感じている人は多くいる。

弁護士についてはそのみならず、「取り決めに必要な書類を提出しない別居親」に強く言ってくれない調停委員に代わって「弁護士を雇うことでスムーズにいく」ようになったりなど、調停委員の役割を代行することによる手続きの迅速化も可能になったと感じられている。

また「弁護士さんがいなかったら、相手の主張が一方的に通りそうな感じで、調停委員は最悪だと思った。(法律に関しても無知の一般人であるし)」などと、必ずしも法律の専門家ではない調停委員の代わりになり、自分の主張の代弁をしてくれることを評価する声もある。さらに弁護士が主体となって進めることで「調停員(マ)をいさめてくださったし」など、調停委員への交渉が可能となったと述べられている。この個人は、「弁護士代が支払えない方や、直接顔を合わせなくてはならなかった方は本当に大変だったと思います」とも言っている。

ただし、調停の場に弁護士を入れたからと言って、必ずしも自体が好転

することばかりではないようである。

- 当事者より、調停員（マ）と弁護士のやり取りで進んだ。自分
ががいるのは、承認のためだけのよう感じた。
- 調停委員によりけりで、子どもたち主体に進めて欲しかったこと
が何度もあった。代理人をつけていないのに、弁護士は費用がか
かるも付けることをすすめられたり、それは調停委員に限らず、
調査官からも言われ嫌な思いをした。

このように調停委員が弁護士を交渉の主体としてしまい、当事者が置き
去りにされると感じるひともいる。また迅速に調停を進めるために、弁護
士をつけることを何度も調停委員や調査官から求められて不快な思いを感
じるひともいるようである。

3-3 調停期間と丁寧さ

さらに調停の長さについての言及が多くあった。調停を早期に終わらせ
ることを求められて急かされることを嘆く声があり、「中立な立場と言っ
て、ズルズルと調停を長引かせてるだけだと思いました。無駄な時間だ
と思いました」「ただの伝書鳩だった」等、調停がたんに話し合いの場で
あることに対して、いらだちを持つひとがいる。また今度はぎゃくに「長
期時間がかかる」「調停の度に2時間かけて裁判所へ行っていたので話が
進まないのは困った」など、時間がかかることに困惑を覚えるひともち
ろんいる。しかしこうした数人の意見を除けば、圧倒的に多くのひとは裁
判所が早く「まとめ」に入りたがることに不満を覚え、より丁寧な調停を
求めているようである。

- 早く話し合いを纏めたくて今日決まらなかったら〜だ。などと結論を急かしたりして、結局子供の様子や意志を十分に話す時間もなくて、子供の意志は全く取り入れられもしなければ、聞いてもこなかった。
- 早く終わらせるために、ある程度妥協が必要と言われた。
- 調停書の日付けが1年前の日付けになっていて、再発行したようなくさんさです。高校を私立に行ったら、大学に行ったら、22歳までなど、と条件を作ればよかった。知らない方が悪いといえはそれまでですが、早くまとめに入りましょう、という事ばかり聞かされました。
- あまり話を聞かないで早く終わらせようとした。
- とにかく、調停員(マ)は早く終わらせようとした。
- 元夫の態度に対し、時間の無駄だから、と、早く調停を終わらせようとして、私の要求を半分以上流されたこと。
- 早く片付けたい調停なのか わたしの意見に私的には理解があるものの中立ですからと時間の無駄 逆に説得されたのはわたし。
- 平等ではなく早く案件を収束させる任務の遂行を優先していた。
- 調停委員は早く処理したい気持ちが先走り、こちらの意見を聴く姿勢を感じなかった。
- 相手よりも私を説得させて、早く終結したいと感じられたから。
- 早く終わらせようとしてる感じがずっとしていた。
- お互いの気持ちを汲み取る事はなく、早く調停を終わらせて解決したいという、どちらか説得できる方に説得しようとする。
- 早く終わらせたい?と感じた。
- あまりにも、流れ仕事の、早く離婚へと調停を終わらせたい雰囲気だった。
- 早く終わらせたいようで、向こうの言い分を聞かないと生活が成

り立たないと言われました。

- 話を右から左に流しているだけで、一般的な形に早々に落とし込もうとされ、話をほとんど聞いてもらえなかった。
- 調停を長引かせたくない様子で、「もう一回結論先延ばしにすると次は裁判になるから。裁判はお金かかるよ」と、説得したら折れそうな私の方を説き伏せることに尽力された。
- 1回で不成立になり、よくわからないまま、納得できないまま、気がついたら終わっていた。

「早く話し合いを纏めたくて今日決まらなかったら～だ。などと結論を急かしたり」「早く終わらせるために、ある程度妥協が必要と言われたり」「早くまとめに入りましょう、という事ばかり聞かされたり」「調停委員は早く処理したい気持ちが先走り」という認識が多くみられた。

その結果、「子どもの意志」が聞き取られなかったり、必要な情報を得られずのちに後悔したり、「話をほとんど聞いてもらえな」といった感想を持つひとが多い。さらにいえば1回で不成立になり、「よくわからないまま、納得できないまま、気がついたら終わっていた」という認識のひとまでいる。このように「とにかく早く」終わらせようとみえる姿勢に対して、多くのひとが改善を求めている。

3-4 DVの軽視

次はDVについてみて行こう。調停において、DVを訴えたが信じてもらえなかった、軽く扱われたと、相手の言うことを信じられたという声は、以下のように多数寄せられた。とくに精神的DVに関しての理解不足を指摘する声は多数あげられている。

- DV 被害者の実態を理解していないように思えた。
- DV 被害を訴えたのに全く取り合ってもらえなかった。
- 虐待や DV を信じてもらえなかった。
- DV を軽く扱った。
- DV 被害者の事わかっていない。
- DV に無知。嘘を書いてる夫を擁護した。
- DV 被害者の実態を理解していないように思えた。
- DV 被害者なのに、相手の口車にのせられ相手側に寄った話し合いになったから。
- DV されていたのにその点が考慮されない。相手がおかしいとわかっていながら強く言ってもらえない。
- 相手の意見ばかり汲む。見た目は真面目そうであるため、精神的 DV を加味して貰えなかった。
- 先方の嘘を信じ、お金を家計に入れなかったことや精神的 DV については時間が足りずあまり重要視してもらえなかった。
- 精神的 DV を加味して貰えなかった。とにかく、調停員は早く終わらせようとした。
- 精神的暴力により母親の心身が追い詰められることで子育ての質が落ちることも子どもに悪影響だと考えるが、今ひとつ理解が得られず、苦しかった。
- お金を家計に入れなかったことや精神的 DV については時間が足りずあまり重要視してもらえなかった。
- 経済 DV をしていた父親の味方をしているような発言が多かった。
- 暴力を軽く扱われた 離婚したら生活レベルが下がるのは当たり前と言われた。
- 子どもが相手方になついているからといって DV を受けたこちら

側が我慢することが多い。

- 殴られた私にも歩み寄りが足りなかったと責められた事がある。DV されてもない人が言う言葉だなと感じた。人は冷たいなと感じた。トラウマです

調停において、「虐待や DV を信じてもらえな」いこと、「DV 被害を訴えたのに全く取り合ってもらえな」いこと、「DV 被害者の実態を理解していない」ことなど、DV への無理解にも様々なレベルがある。さらに DV の事態を把握したうえでなお「父親の味方をしているような発言」がなされたりする。さらに DV 被害者の側に、殴られても「歩み寄りが足りなかったと責められ」ることすらあり、こういった経験の結果、「トラウマ」と感じるひともいる。

精神的 DV の無理解に関しては、「精神的暴力により母親の心身が追い詰められることで子育ての質が落ちることも子どもに悪影響だと考えるが、今ひとつ理解が得られず、苦しかった」などの指摘もある。

また理解してもらえないだけではなく、積極的に嘘だといわれた、もしくはそのように感じたという意見もある。

- 元夫を擁護しているように思えた。精神的 DV も、そのくらい我慢しろと言われた。
- DV の録音などの証拠がないと、いい父親ぶっている事、泣き落とし等に調停委員が引っ張られていると感じた。子供をまたコントロール下に置こうとする可能性を軽視している。
- DV の事は、なかったことにされていて、向こうの話と違うと言われた。
- 「全く離婚する理由ならない」「良い旦那さんじゃない？ 何で離

婚するの」精神的な DV なんじゃないかと何回も日を改めてまた話してもまた相手側の話を聞く前と後では対応が違って「みんな世の中の男の人なんてそんなもんよ。ただ働いてお金入れてくれると思ってやっていくのはどう。」…などなど調停日の度に必ずこんなようなことを言われました。

- DV を受けていた事を話すと「元夫は DV をしていないと言っているからしていないんでしょ」と言われた。DV に理解のない調停員のお陰で「あれ、私がおかしいのかな」としてしまいました。何度も言われたので（案件別の調停をしましたが、同じ事を言われ続けました）本当に辛かったです。
- DV や虐待があったといって証拠の写真と診断書を提出しても、「でもそれは2～3回だったんでしょう？日常的な暴力ではないから DV や虐待として認められない」と言われた。
- 年に4回ほどの暴力は大した事ない。暴力はお互い様だと相手言っている（具体的な内容を伺っても答えないがこの発言は有効な話であったようだ）。相手は気が短いみたいだから、私が怒らせないようにするべきだと、進言された。
- DV 夫側から離婚調停されたときは、DV 夫が社会的地位が高いため…調停員（マ）の人に私が悪者にされ、人格否定された。
- 異性関係の証拠、モラハラや暴力を記録した日記と写真、警察への相談記録、子供の自傷行為の写真 など A4 用紙 4, 50 枚ほどの証拠を提出したにも関わらず、ゼロにされた。理由は、「払うお金がないから、慰謝料よりも養育費をきちんと払ってもらう方が得でしょう」と説得された。
- 精神的 DV の慰謝料を圧力であきらめさせられ、調書に今後慰謝料について問わないことと勝手に入れられたこと。

「向こうの話と違う」「DVをしていないと言っているからしていないんでしょ」「でもそれは2～3回だったんでしょ？日常的な暴力ではないからDVや虐待として認められない」「年に4回ほどの暴力は大した事ない」など、事実が分からない状態で、相手の言い分を肯定したり、憶測で事実認定をしたり、回数を根拠にDVを判断したりすることがあるようである。

また、「それくらい我慢しろ」「全く離婚する理由ならない」「良い旦那さんじゃない？何で離婚するの」「相手は気が短いみたいだから、…怒らせないようにするべき」という決めつけの判断をされることもある。またこうした行動の根拠として、「夫が社会的地位が高いため」と推測して、人格否定をされた根拠を感じているひともいる。さらに慰謝料を請求しないという説得をされたと感じるひとや、経緯は不明であるが最終的に「調書に今後慰謝料について問わないことと勝手に入れ」られたと感じるひともいる。

- 旦那さんからの暴力なんて1回なんだしやり直してみたらとまで言ってきた
- DVがあると言っているのに、やり直したらどうかと言われたこと。DV、特にモラハラは、事象を説明すると空気感は伝わらないため軽く捉えられてしまう。
- 暴力があり、警察にも逃げるように言われたのに、よりをもどすように何度も説得された。
- 相手が逮捕され母子はシェルターに入り、保護命令も出ている中DVの内容に疑問視された。面会を増やせれば離婚の話が進むとの説明が納得出来ず苛立ちを感じた。身の危険を感じて暮らしていました。
- DVなのに調停委員がこちらの居場所を相手にばらした。

上記は、かなりの実害を被った、もしくは被りかねないケースである。DVがあるというのに、「やりなおし」を求めることは、再び暴力の場に当事者を差し戻すことであり、危険な結果を招きかねない。とくに「警察にも逃げるように言われた」ケースに「よりをもどすように何度も説得」することに関しては、通常では考えられない。また保護命令が出ているケースですら、その内容に疑念を投げかけながら調停が進められれば、「身の危険を感じて暮ら」すことは当然であろう。また「DVなのに調停委員がこちらの居場所を相手にばらした」に至っては、最悪の結果も予想されることを肝に銘じるべきである。調査のDVに関する回答部分では、身体的なDVに関しては約3割、性的なDVに関しては36%程度、精神的なDVは3割強から7割近く、経済的なDVは6割前後が経験している。DVと聞けば、身体的なDVに焦点が当てられがちであるが、その他の形態のDVもあり、それらは特に調停において理解がされにくい傾向があることは、心にとどめるべきであろう。

3-5 面会交流

調停に関する記述のなかで、何よりも記述が多かったのは、面会交流についてであった。

- 面会交流させることが子どもへの利益だとばかりいって、危険性を説明しても全く無視された。なんの為の調停なのかと怒りしかなかった。DVで傷ついた心にさらに二次被害を受けた気持ち。モラハラも理解していない調停員（マ）がにくくてたまらない。
- 相手が逮捕され母子はシェルターに入り、保護命令も出ている中DVの内容に疑問視された。面会を増やせば離婚の話が進むとの説明が納得出来ず苛立ちを感じた。身の危険を感じて暮らしていました。

- 保護命令でもでて面会交流はできないといいましたが、相手は反省していると何度も面会交流をするよう調停員（マ）に言われた。DVのことを理解してもらえない、と深く傷つきました。
- DVや虐待について理解がないため、面会交流中に子どもに悪影響があったことを伝えても我慢しろと言われました。（みんなが経験していること、取るに足らないことのように言われた）面会交流の待ち合わせ場所で、人混みの中、私に怒鳴りつけたり罵倒することは取るに足らない我慢しなければならないことでしょうか？それを子どもに見せてでも、我慢して面会交流はしなければならないのでしょうか？面会交流の機会を使って、子どもに私の悪口を毎度吹き込み、子供の精神状態が不安定になっていることを伝えても、みんなが経験していると言われました。
- 面会交流が強制的であったこと（問答無用だった）何とか理由をこじつけて面会交流にもっていこうとしていたこちらが提出する書類（診断書や各機関への相談内容等）など、一切見ていないようだった。全くの無視だった。とにかく、面会交流ありきの現状だった。「話し合い」ができるような場ではなかった。
- DVは子どもにはなかったといわれ、面会交流を強いられた。
- DVの被害を主張したか面会交流を強要された。
- DVやモラハラが有るのに、しつこく面会交流を説得してきたから。
- 精神的DV（があるのに）…子どもの意見を最重視した面会交流の取り決めの進め方ではなかったこと。
- 精神的なDVを信じてもらえなかったので、相手側の方に面会の恐怖を理解してもらえなかった。元夫がとても感じがよくて子どもたちに愛情がありとても理解があると調停委員の方々が思っていると言ったこと。面会交流に向けて裁判所で試行があった

とき、子どもが父親と会うことにひどく怯えてプレイルームのような場所にさえ入らなかったことを受けても、日を改めてもう一度試行をしないかと言ってきたこと。

- 養育費：相手が払えないと言っているから（相手の意思が翻りそうにないから）と、算定表よりも低い金額で合意するよう何度も説得された…面会交流：面前 DV があつたにも関わらず、何度説明しても、「面会交流は子供の為だから」と必ず面会するよう言われた。
- DV 男との面会交流を勧められました。
- 面会交流は義務だから、とさまざまな DV の証拠を無視された。
- 面会交流に関して嫌がる子どもに父親も大事だと強要した。結果的に父親のネグレクトがあつたため間接交流になったが、子どもの意見が軽んじられたことが1番嫌だった。子どもさえ望めば私は面会交流をやって良いと考えている。
- DV や虐待があつたといって証拠の写真と診断書を提出しても、「養育費を払って欲しいなら面会交流しなさい」と言われたこと。
- DV 加害者に面会をしると何故言えるのか大事な子供を要らん親権も要らん、自由になりたい、と出ていったのに！
- 面前 DV があつても面会はおこなうこと。
- 子どもに被害はあたえていないから暴力にはならないと、押し切られた。結果その後面会交流することで、子どもが病気になってしまった。
- 面会で子どもに心身共に悪影響が出た後も父親はそれを考慮せず面会要求してきたが、「お父さんの愛情を子どもに伝えてください」と言われた。DV があつたのに「お母さんからお父さんの愛情を子どもに伝えて下さい」と言われた。面会させないと変な大人に育つから面会させた方が良いと言われた。DV で相手を

怖がっているから、それを感じ取って子どもが父親に会いたがらないのでは？そういう感情を表に出すのはやめた方が良いと言われた（負の感情は子どもには出さないようにしていると伝えても言われた）。

- 精神的・肉体的暴力を行う親との面会交流実施は、ある意味、子どもを人質にとられるような側面もある。面会交流が先行して決まってしまった場合、離婚調停も子の安全確保に焦点を絞った対応にせざるを得なくなってしまう、離婚成立にまで至らなかった点が納得できなかった。

上記のように、DVを主張したときに、面会交流は「子どもに被害はあたえていないから暴力にはならない」「DVは子どもにはなかったといわれ、面会交流を強いられ」、またときには「義務」と言われてまでするように促されることに、傷ついているひとがたくさんいる。子どもに対する虐待を主張しても、同様である。「DVで傷ついた心にさらに二次被害を受けた気持ち。モラハラも理解していない調停員（マ）がにくくてたまらない」、保護命令が出ていても相手の「反省」を盾になんども面会交流を迫られ、「DVのことを理解してもらえない、と深く傷つきました」と、DVや虐待、暴力を理解されないそのこと自体に、大きな傷つきを経験している。

また、子どもへの悪影響を指摘しても、「みんなが経験している」「我慢しろといわれ、取り合ってもらえない。DV被害者に「お母さんからお父さんの愛情を子どもに伝えて下さい」「面会させないと変な大人に育つから面会させた方が良い」「（あなたが）DVで相手を怖がっているから、それを感じ取って子どもが父親に会いたがらないのでは？そういう感情を表に出すのはやめた方が良い」と、どのような関係でも面会すること自体が子どもの利益であるかのように前提とされ、自分の経験や感情を無視して、

面会交流をするように勧められる。

「子どもさえ望めば私は面会交流をやって良いと考えている」というひとも、その肝心の「子どもの意見が軽んじられたことが1番嫌だった」と述べている。「とにかく、面会交流ありきの現状だった。『話し合い』ができるような場ではなかった」と、DV被害者が感じるのは当然ではないだろうか。

このようにDVがあっても、原則面会交流を推進していくやり方は、DV被害者の傷つきを深め、その回復を阻害することで、子どもへの監護への影響が出るのが想定され得る。さらに、このような強引な面会交流の進めた結果、かえってDV加害者との信頼関係を築くことを困難にさせ、面会交流の実現や、面会交流のあり方に困難をもたらすことが推察される。DVや虐待という暴力に関しては、より細心の注意を払った調停のありかたが必要とされるのではないだろうか。

また「精神的・肉体的暴力を行う親との面会交流実施は、ある意味、子どもを人質にとられるような側面もある。面会交流が先行して決まってしまう場合、離婚調停も子の安全確保に焦点を絞った対応にせざるを得なくなってしまう、離婚成立にまで至らなかった点が納得できなかった」というように、面会交流を調停で取り決めることによって、離婚調停が円滑にいかなくなっていることへの指摘もある。

さらにDVや虐待の存在が明示的に示されていない場合も、当然、面会交流は一律に推進されているようである。

- 子供は両親が好きなものだと言われ、面会交流をゴリ押しされた。
- よりを戻した方がいいんじゃないか、子供達を父親に面会させるべきだと言われたこと。
- 面会頻度の合わない相手と、頻度減の自分とで、折り合いをつけ

るのに、面会に対してマイナスばかりに目を向けずにいい方に考え方を変えてみて、と言われた。

- 相手が反省しているからと面会交流を何度もすすめられた。
- 面会交流はしないといけないと。
- 面会交流の義務について。
- 何を言っても面会交流ありきと押しきられたこと。
- 子供の利益に反する面会交流を押し付けたから。
- 子育てに関わってなかったのに調停で「子どもに会いたい」と父親が演技するだけで『子どものことを思っていますよ』と調停委員に言われた。こちらが同居時の様子を話しても『会いたがっている』と相手の話を進めてきて納得できなかった。
- お気の毒ですが面会交流しなければならないとか、その日のうちに面会交流日程を決めなければ今日の調停が終わらないと迫られ決めさせられたり、私が鬱の診断書を見せても「歌を歌うと気が晴れますよ」などと言われたりした。
- 面会交流は子どもにとって必要だという調停委員の主観を聞かされた。調査官までも同じようなことを言っていた。
- 面会交流の件で責められた。
- どんなに説明しても合わせたくないお気持ちはわかりますが面会交流を断ることができないといわれたこと。
- 面会日の回数を多くするように強要。
- 子供の為の面会というのが、当時まだ0歳の子供にその概念はあるのでしょうか？何のための面会なのか理解できません。
- 子供が怖がって嫌がっているのに、面会交流を要請されたこと。小さな子供の意見は無視されること。
- 面会交流をしたくなかったが押し切られた。
- 面会交流を相手方の意見によっていたから。

- 面会交流はするものという価値観。させないあなたは母親として失格だという言葉。夫婦仲が悪いのは私のせいで、それを面会交流にもちこむことは悪いという言葉。
- モラハラ気質の人で男性側の方を持ち、面会交流、親権、養育費など、私の主張をバカにされ、挙句、このまま裁判行ったら、親権剥奪されるよ？って笑われた。
- 妥当な理由を話しても、面会交流をさせない親と決めつけ、ならば親権者の資格なしと脅された。親同等かそれ以上を目指してかけてきた教育費を習い事とし、親がこうなったからには仕方ない、親の責任で諦めさせろと言われた。
- 面会交流をすすめようとする。
- 面会交流をさせることが前提のような働きかけをされた。面会交流させることによって、子どもにどんな悪影響があるのか一切考えてくれなかった。
- 子が持病で保育園にも殆ど行けず、私は怖くて歩けない程の体調不良になるから今すぐ面会は難しいと言ったが、月に1回だけ頑張ればいい。面会日以外は休んでたらい。面会日の為に親子で体調を整えてと言われた。面会ができないなら親権は難しい。審判になれば面会は避けられない。施行面会（マ）で子どもが泣き叫べば面会はしなくてよくなるかもしれないから施行面会をさせなさい。施行面会に付き添わなくてもよいが、最中に何かあっても裁判所の責任ではない事はお伝えしておきます。と言われました。
- 相手方がお金がないと言えば出せないし、面会交流したくないと言えば交渉できないと押し切られたこと。
- 面会交流するためならどんな手段でも使えるものは使えと言われ、当時高校生だった子供の従姉妹を同席させればいい、と無責

任な提案をされた。

「子供は両親が好きなものだ」「子供達を父親に面会させるべきだ」「相手が反省しているから」「義務」といわれて、面会交流が求められるようである。「何を言っても面会交流ありき」であり、当事者たちも、裁判所では「面会交流は子どもにとって必要だ」という「主観」がわけもたれていと感じられているようである。

家族の事情はそれぞれ異なるため、「こちらが同居時の様子を話しても『会いたがっている』と相手の話を進めて」これられても困惑する場合もある。「子供の為の面会というのが、当時まだ0歳の子供にその概念はあるのでしょうか?」「子供が怖がって嫌がっているのに、面会交流を要請されたこと。小さな子供の意見は無視されること」「面会交流をさせることが前提のような働きかけをされた。面会交流させることによって、子どもにどんな悪影響があるのか一切考えてくれなかった」。こうした事例は、子どもの利益や福祉を考える親であればあるほど、つらさを感じたのではないだろうか。

「面会交流するためならどんな手段でも使えるものは使えと言われ、当時高校生だった子供の従姉妹を同席させればいい、と無責任な提案をされた」というケースに関しては、未成年の親戚の子どもをコンフリクトに巻き込み、また、子どもの安全の責任を負わせるという、率直に言って非常識な提案に思われる。事実であれば、とんでもないことである。ほかにも「月に1回だけ頑張ればいい。面会日以外は休んでたらいいい。面会日の為に親子で体調を整えてと言われた」挙句「面会ができないなら親権は難しい」といわれるケースなどは、あまりに面会交流をさせることが目的となりすぎて、子どもには安定的な日々の生活が必要であることを忘れされているかのようである。

このように面会交流が困難な場合に、「親権」の剥奪が脅しであるかの

ように使われるケースは、いくつか散見された。「面会交流はするものという価値観。させないあなたは母親として失格だという言葉」を浴びせられた、「このまま裁判行ったら、親権剥奪されるよ?」と嘲笑された、「適切な理由を話しても、面会交流をさせない親と決めつけ、ならば親権者の資格なしと脅さ」れたと感じているなどのケースである。こうした「母親失格」「親権剥奪」といった言葉は、離婚の調停中の当事者の胸には、突き刺さる言葉であり、不安を呼び込み、最終的には子どものよい監護の阻害要因となるものではないだろうか。「面会交流の件で責められた」と感じるひとは、例外ではない。

しかしここまで同居親が面会交流を行う責任を負わされる一方で、別居親に対する縛りはないという、非対称性があるようである。「相手方がお金がないと言えば出せないし、面会交流したくないと言えば交渉できないと押し切られた」というケースからは、別居親が面会交流をしたくないといった場合には、同居親の場合とは異なり、それが容易に実現してしまう。「子どものため」といいつつ、面会交流の実施への働きかけには、明らかな非対称性があるのではないだろうか。

面会交流に比べると、養育費や慰謝料の取り決めは、それほど調停で熱心にはされていないと感じているひとが多いようである。

- 慰謝料なし、養育費減額、面会交流の強制。
- 相手の言い分のみを通していた。「面会交流は義務のようなもの」と。だったら養育費は子供を育てるために必要ないのか?
- 面会交流や養育費について相手の主張の肩を持つ言い方をされた。
- 面会交流と養育費は別物だから。と、お金を払わない相手方はお咎めなしだった。
- 子供は元夫の事を、怖がっていたので、会わせたく無いと説明し

たが、「養育費が欲しかったら、面会させない。あなたは、異常者だ」と言われた。

- 調停委員が私の弁護士先輩が何かで〇〇弁護士は優秀な方だから分かっていると思うけど面会交流だけは宜しくね。とお願いしていたのがとても不思議だった。浮気とでも慰謝料も取れない、養育費もわざと転職されて下げられたのを調停期間中に目の当たりにしているのに面会交流だけは宜しくねと言うのは何でだろう？と思ってしまいました。
- 養育費の金額。面会交流。それが実行されなかった時の話し合い。
- 面会とはなくても養育費は子供の為のものと、強く働きかけてもらえなかった。
- 私は普通にサラリーマン以上に収入あるのですが、「面会交流しないと養育費もらえないよ、要らないの？」と言われた。
- 養育費の金額）1年半の長引く調停中に相手方は残業代調整を図っており、算定表のレンジが変わっている主張を汲み取っていただけなかった。私の実家はお金があるでしょうという相手の言葉を引用して養育費の金額面の調整を図られました。面会交流）食事時間や子どもの習い事の時間に響かないように2.3時間と主張しましたが、相手方の「会いたい」という主張を大きく汲み取られ5.5時間となりました。そもそも面会交流は親のためのものでなくこの福祉の為のものであることを主張したのが全く通らなかったのがおかしいです。
- とにかく養育費を値切られた。面会交流させるべきでないと主張したが全く通らず一般的な内容になった。その準備は全て母親側が事前にすべきという前提で説明された。
- 相手側が主張してきた養育費の金額や、面会の頻度や内容について、調停員（マ）がやや押されている感じがあった。こちらも

大分主張を粘ったことで、金額の乖離を埋めたり、面会交流に第三者機関をつけることができるようになったが、かなり時間と労力も要し、負担が大きかった。

- 養育費が高いと言われた。今の子育て（しかも都内）はお金がかかるから養育費は高くても当たり前だと思う。
- 養育費の額が高すぎると頓珍漢なことを言っていた。相手方がすべてお金等を奪い、収入もあるのだから全くあてはまらない。
- 離婚したら生活レベルが下がるのは当たり前と言われた…相手の収入から算出される養育費を主張しただけなのに
- 相手側がお金が無いから養育費も慰謝料も払えないとの一点張りだからとりあえず離婚だけ成立させて、後から養育費の調停を別途起こすようにと進めてきた事。お金が無いと言ってるから無い物は払えないから諦めるように進めてきた。
- 面会交流と養育費は別物だから。と、お金を払わない相手方はお咎めなしだった。
- あっちが100%わるいのにあっちの味方感があつた。養育費払わなくなるのわかってるのに慰謝料より養育費を長くもらったほうがいいって言ってきて結局養育費全然払わない。今とても困ってます養育費どーにかしてほしい！！
- 養育費貰えるだけまし…など納得できないことだらけだった。
- 養育費を支払わない・児童手当の変更もしないと言っている夫に對して、「でも学資保険は支払っているから良い旦那さんだよ」と言ってきたり、「養育費を払って欲しいなら面会交流しなさい」と言われたこと。
- 養育費の話では「養育費は高く取り決めると、お母さんが生活保護の申請をした時に不利だから安く取り決めた方が良い」と言われました。私は仕事をしながら子供を育てようと考えており、

父親の養育費支払いは行政の支援より優先されるべきだと考えているので、納得ができませんでした。

- 養育費決める時、向こうの裁判所では大雪が降っており、雪が降って帰れなくなるから18歳以上大学行った時のとりきめは、いまじゃなく、その年になってから、あとで改めてしましょう。といわれた。
- 相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるからという事を何度か男性調停委員から言われた。
- 年10万の養育費で合意させたこと。
- 一万円、養育費もらえるだけありがたいと思って我慢しなさい。と言われた。何の解決にならない。

理念的には、養育費と面会交流は独立の存在であるとされている。しかし、実際には、「養育費が欲しかったら、面会させない」「面会交流しないと養育費もらえないよ、要らないの？」というように、養育費は、面会交流との引き換えのように同居親には語られている。

先述したように、「面会交流は義務のようなもの」といわれる一方で、養育費に関しては、「面会交流と養育費は別物だから」という原則が適用され「お金を払わない相手方はお咎めなしだった」という状態も出現しているようである。

養育費に関しての説得は、総じて低調であり、「相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるから」「一万円、養育費もらえるだけありがたいと思って我慢しなさい」などと言われる一方で、「養育費は高く取り決めると、お母さんが生活保護の申請をした時に不利だから安く取り決めた方が良い」などという驚く理屈も出現しているようである。また今後の生活設計において重要な役割を果たすものであるのに、「雪が降って帰れなくなるから」という天候上の理由で、18歳までの取り決めです

ることを提案されるなど、養育費の重要性が認識されていないように思われる。

3-6 調停委員の性別役割分業観

最後に、調停委員に対する不信感や要望についても述べよう。

- 半分は（相手を自分が）選んだ責任と言われたこと
- 女性の方が年収が高い事は、男性にとって辛いという発言。性的虐待をしているのに、父親に会うのは子どものためになると言われた。娘の風呂をのぞいたり、自分の身体を触らせる事を男性調停員（マ）は、そのくらいという態度だった
- 男性調停員（マ）が、男性は単身赴任になると寂しいので浮気もしたくなるというようなことを言った
- 男性調停委員に相手のDVを本気にしてもらえず「お父さんにはお父さんの考えがあるので」「学費を払ってほしいのなら、お礼くらい言え」等言われたこと
- DV相談証明書を「こんなもん、みんなもってくるからなんの役に立たない」と男性調停員（マ）にバカにされた。
- 「女は我慢すれば良い」という態度をとられ続けた。調停の時のことは思い出だけでも、今でも怒りがこみあげてくる」。
- DVがあると言っているのに、…私も心身共にズタズタなのに、こちらは専業主婦で、相手は社会的地位や収入があるため、離婚はしない方がいいと説得しようとしてくる。特に年配の男性調停委員のかた。
- 相手の話は嘘でも本当のように説得力のある話し方をするので、それをそのまま調停委員は納得してしまい、私の話は聞いてもらえなかった。その後、相手からはメールで、調停委員は楽勝だっ

たと言ってきたものすごく衝撃を受けました。

- 相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるからという事を何度か男性調停委員から言われた
- 私の場合、調停委員は高齢で現代の風潮や価値観と合わない考えを持った人物であったように思う。自身の価値観の押し付けのよう感じた。
- 年配の男性調停員（マ）が主導権を持っていた。
- 元旦那の方をひいきしているような調停員だった。
- 女性の調停員（70 くらい）（マ）に、「ご主人の働いたお金で生活させてもらってたのよ。」と言われた。私もパート勤めしていたし、私が家事育児をしているから、向こうは仕事に行けるのに。
- 子供には両親が必要という強い押し付け。家族のために生きることができない男親は必要ないと思う。古い価値観を押し付けないで欲しい。
- 古い家父長制の思考を感じた。養育費の金額を算定表以下の要求にもかかわらず、私が何かいうと『相手は協力してくれるとは言ってる』と擁護するような発言。子供に日頃からパパの話をして。というような働きかけがあった。先方はこちらに敵意を向けているにも関わらず。
- 調停初期の頃、男性調停委員に相手の DV を本気にしてもらえず「お父さんにはお父さんの考えがあるのですから」「学費を払ってほしいのなら、お礼くらい言えば」等言われたこと
- 調停員（マ）の家庭事情を話され、私に家事とか育児とか女性がすべきという考えを押し付けた。
- 男性の調停員（マ）は男性寄りの意見、女性調停員（マ）は男性調停員より立場が下でした
- 男性女性の調停委員がいるのに、女性は補佐役で何も発言しない

- 男性の調停員（マ）の態度があまりにも悪くて不快だった。
- 調停員（マ）さんとの相性や、調停手腕のようなものが調停結果に左右されるので、正直、調停員（マ）さんの当たり外れが大きいうちにも思う。
- 一般人のマダム風な調停員（マ）が調停中に、案件に関係ない自らの身の上の自慢話をし始めた。相手の話を聞いて、こちらを不必要に不合理に説得しようとしてきわめて不快になった。調停員（マ）を変えられるなら変えてほしかった。
- 調停委員の態様（マ）が悪かった。
- 男性の調停委員はから元夫の肩をもち 女性の調停委員はその人の太鼓持ち 離婚すらできない状況だった。
- 男性の調停委員から女性蔑視のような発言をされた
- 男性の調停委員が威圧的であった
- 調停委員が法を理解していないのか、法に反して元配偶者の意向に強引に沿うように話を進めた。

「半分は（相手を自分が）選んだ責任」などという不用意な発言があるだけではなく、「（男性（マ）による）女性の方が年収が高い事は、男性にとって辛いという発言」「男性調停員（マ）が、男性は単身赴任になると寂しいので浮気もしたくなる」と言うようなことを言った」「男性調停委員に相手のDVを本気にしてもらえず『お父さんにはお父さんの考えがあるのですから』『学費を払ってほしいのなら、お礼くらい言え』等言われた」「元旦那の方をひいきしているような調停員（マ）だった」など、旧来的な性別役割分業に基づいて夫の責任を免責したり、夫を擁護したりする発言をする調停委員がいることがわかる。

「DV相談証明書を『こんなもん、みんなもってくるからなんの役に立たない』と男性調停員（マ）にバカにされた」「『女は我慢すれば良い』と

いう態度をとられ続けた。調停の時のことは思い出すだけでも、今でも怒りがこみあげてくる」「DVがあると言っているのに、…私も心身共にズタズタなのに、こちらは専業主婦で、相手は社会的地位や収入があるため、離婚はしない方がいいと説得しようとしてくる。特に年配の男性調停委員のかた」など、女性の立場の弱さを馬鹿にするような態度をとる調停委員がいる。ここで調停委員の性別をわざわざ「男性」と言及していることは、この社会での男女の間の不均衡な権力関係が、調停という場でも再現されていることを示しているのだろう。「男性の調停委員から女性蔑視のような発言をされた」「男性の調停委員が威圧的であった」という記述もあった。

「調停員（マ）の家庭事情を話され、私に家事とか育児とか女性がすべきという考えを押し付けた」「相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるからという事を何度か男性調停委員から言われた」「女性の調停員（70 くらい）（マ）に、『ご主人の働いたお金で生活させてもらったのよ。』と言われた。私もパート勤めしていたし、私が家事育児をしているから、向こうは仕事に行けるのに」など、現行の性別役割を肯定したうえで、それから逸脱するなといわんばかりであったり、夫への感謝を押し付けられたりなどもある。

「調停委員は高齢で現代の風潮や価値観と合わない考えを持った人物であったように思う。自身の価値観の押し付けのように感じた」「子供には両親が必要という強い押し付け。家族のために生きることができない男親は必要ないと思う。古い価値観を押し付けなくて欲しい」「古い家父長制の思考を感じた」など現代的な価値観からはずれているという指摘もある（ただし、その「古い」家父長制の中身が、2012 年の民法 766 条改正以降の面会交流を取り決める動きであるとするならば、実際には「古い」規範であるとは限らないのであるが）。

また「男性の調停員（マ）の態度があまりにも悪くて不快だった」「年配の男性調停員（マ）が主導権を持っていた」「男性の調停員（マ）は男性寄りの意見、女性調停員は男性調停員より立場が下でした」「男性女性

の調停委員がいるのに、女性は補佐役で何も発言しない」「男性の調停委員はから元夫の肩をもち 女性の調停委員はその人の太鼓持ち 離婚すらできない状況だった」など、男女の調停委員が担当したとしても、実際には男性が主導権をもち、女性の調停委員は「立場が下」という印象を持つひともおり、調停委員のあいだにあるジェンダーの格差によって、性別役割分業に沿った対応が再生産されていると思っているひともいる。調停委員の研修の際の注意喚起ほか、必要かもしれない。

「調停員（マ）さんとの相性や、調停手腕のようなものが調停結果に左右されるので、正直、調停員さんの当たり外れが大きいようにも思う」など調査委員のばらつきを指摘する声や、「調停委員が法を理解していないのか、法に反して元配偶者の意向に強引に沿うように話を進めた」など、どのような「法に反して」いたのかは不明であるが、法律的な知識とその遵守を求める声もあった。

最後に、「性的虐待をしているのに、父親に会うのは子どものためになると言われた。娘の風呂をのぞいたり、自分の身体を触らせる事を男性調停員（マ）は、そのくらいという態度だった」などに至っては、論外である。性虐待を「それくらい」扱いをすることは子どもの最善の利益と子どもの人権を守るべき裁判所で行われることとして到底許されるべきことではない。これもまた、研修などの際に、明確に研修内容に入れるべきであると思われる。

4. まとめ

以上、自由記述欄の分析を、調停を受ける立場の弱さ、弁護士の有無、調停期間と丁寧さ、DVの軽視、面会交流、調停委員の性別役割分業観の視点から検討してきた。総じて調停を利用したひとは、調停において弱い立場のひとを説得しがちであり、経済的に困窮して弁護士をつけないとその傾向は強まると考えているようである。また調停の期間に関しては、長

すぎると感じるひともいるが、多くのひとはあまりに短期間に終わらせることを求められ、もっと丁寧な調停をして欲しいと感じていることがわかった。さらにDVに関しては、とくに精神的なDVについてはあまり理解されていないと感じる利用者の声が多い。調停委員が面会交流には非常に熱心である一方、養育費には関心がないと感じている利用者の声も多数存在した。こうした傾向はおそらく家庭裁判所の方針から来ているものであるだろうが、調停委員のありかたとも無関係ではない。調停委員の固定的な性別役割分業観による言葉が、利用者を傷つけることもある。またこうした性別役割分業観を反映してか、調停委員2人の関係も不平等であると考えているひともいた。

自由記述はもちろん、調停において不愉快や理不尽な思いをしたひとが書く傾向があり、調停委員からの働きかけが満足のいくものだったというひとも、12.8%ほどであるが、存在しないわけではない。しかし従来ブラックボックスであった家庭裁判所の調停において、利用者の経験や思いを明らかにできたことには、一定の意義があったのではないかと感じている。

【注】

注1 <https://www.single-mama.com/council/> 調査を開始した2022年6月22日時点で31団体であったが、11月8日現在32団体となっている。

注2 法制審議会家族法制部会第20回会議（令和4年11月15日開催）、法務省。
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00166.html 2024年12月16日確認。
また熊上・赤石（2024）の資料2に「シングルマザーサポート団体全国協議会（全国31団体）への「離婚後等の子どもの養育に関するアンケート調査」から、家庭裁判所の子の監護に関する手続きを経験した人への調査結果ならびに家庭裁判所への要望」として、ダイジェスト版が収録されている。

【参考文献】

熊上崇・赤石千衣子，2024，『別居・離婚後の「共同親権」を考える：子どもと同居親の視点から』，明石書店。
細矢郁・進藤千恵・野田裕子・宮崎裕子，2012，「面会交流が争点となる調停事件

の実情及び審理の在り方—民法 766 条の改正を踏まえて—, 『家庭裁判月報』 64 (7) :1-97.

千田有紀, 2024, 「民法 766 条改正直後の家庭裁判所での経験:B さんの事例」, 『武蔵大学総合研究機構紀要』 (33) 1-6.

東京家庭裁判所面会交流プロジェクトチーム, 2020, 「東京家庭裁判所における面会交流調停事件の運営方針の確認及び新たな運営モデルについて」, 家庭の法と裁判研究会編 『家庭の法と裁判』 26, 日本加除出版: 129-136.